

キャリア形成促進助成金の改正概要(新旧対照表)

平成19年度

訓練等支援給付金

- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3]
- 《非正規労働者に対する訓練》
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3]
- 《実践型人材養成システムによる訓練》
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3、大企業1/4]
- ・訓練(OJT)を実施した場合に1人1時間当たり600円を支給 [中小企業・大企業]

《自己啓発に対する支援》

- ・自己啓発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3・大企業1/4]
- ・自己啓発支援制度を導入した場合に15万円を支給 [中小企業・大企業]
- ・上記制度利用者1人につき5万円を支給(制度導入3年目以降は2万円) [中小企業・大企業]

職業能力評価推進給付金

- ・資格試験等の受験に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業・大企業3/4]

地域雇用開発能力開発助成金

- ※地域雇用開発促進法に規定する雇用開発促進地域に事業所を設置又は整備する事業主が対象
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3]

中小企業雇用創出等能力開発助成金

- ※中小労確法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業事業主が対象
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2]
 - ・訓練(OJT)に要した経費(外部講師の謝金に限る。)の一部を助成 [中小企業1/2]
 - ・自己啓発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2]

平成20年度(予定)

訓練等支援給付金

- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2]
- 《非正規労働者に対する訓練》(※)
(左に同じ。)
- 《実践型人材養成システムによる訓練》(※)
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3]
- ・訓練(OJT)を実施した場合 (左に同じ。)
- ・キャリア・コンサルティングに要した費用(経費・賃金)の一部を助成
〔賃金: 中小企業1/2、大企業1/3、経費: 外部に委託した場合1/2、キャリア・コンサルタントを配置した場合15万円〕
- ・能力評価を行った場合に1人4,880円を支給 [中小企業・大企業]

《有期実習型訓練》(※)

- ・実践型人材養成システムによる訓練と同様の助成

《自己啓発に対する支援》

(左に同じ。)

職業能力評価推進給付金

(左に同じ。)

地域雇用開発能力開発助成金

- ※地域雇用開発促進法に規定する雇用開発促進地域に所在する事業主が対象
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業2/3、大企業1/2]

中小企業雇用創出等能力開発助成金

- ※ 中小労確法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業事業主が対象
- ・訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、小規模事業主2/3]
 - ・訓練(OJT)に要した経費(外部講師の謝金に限る。)の一部を助成 [中小企業1/2、小規模事業主2/3]
 - ・自己啓発支援に要した費用 (左に同じ。)

赤字:成長力底上げ戦略(中小企業底上げ戦略)に基づく暫定措置(平成22年3月31日まで)、緑字:成長力底上げ戦略(人材能力戦略)に基づく暫定措置(平成22年3月31日まで)

紫字:地方再生戦略に基づく暫定措置(平成23年3月31日まで)